

猫の飼い主さんへ

動物の愛護及び管理に関する法律・北海道条例では
猫の適切な飼い方や飼い主の責任を定めています

餌や水を十分に与えない、必要な治療をしない、不衛生な環境など
不適切な飼い方は動物の虐待とみなされ、処罰されることもあります



● 猫は屋内だけで飼いましょう

交通事故や病気も防げます。トイレも室内でさせましょう

● 去勢・避妊手術をしてください

猫はあっという間に増えます！外に出る猫、雌雄一緒なら絶対必要です！
メスの「さかり」の大声や、オスのオシッコ飛ばしも手術で防げます

● 迷子対策をお忘れなく

もしも迷子になった時に備えて、マイクロチップや迷子札をつけてあげてください

● 困った時に頼れる先を探しておきましょう

突然の入院など、何かあった時に猫のことを頼める先を決めておけば安心です

飼い主には最後までペットの面倒をみる責任があります。保健所はすぐに引き取りません

事情により飼えなくなった場合は、もらい手を探さなければなりません
猫の数が多いと、あなたに何かあった時、とても困るかもしれません



空知総合振興局では、ペットの適正飼養や災害対策に関する情報提供や助言のほか、もらい手
探しの支援などを行なっています。飼い猫についてお悩みのことがあれば、ご相談ください

【問い合わせ】

北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課
電話：0126-20-0045(直通)

栗山町環境政策課生活安全グループ
電話：73-7510(直通)

野良猫に餌をあげている方へ



餌やりだけでは不幸な猫が増え続け、ご近所とのトラブルを招いてしまいます
猫をかわいがるなら、ぜひお家の中で飼ってあげてください

それでも餌やりを続けたいのなら

● 何よりもまず、**ご近所に迷惑をかけない**こと

猫嫌いやアレルギーの方もいらっしゃいます。マナーを守り、最大限の配慮をお願いします

● 去勢・避妊手術をすること

猫は手術をしないと、すぐに手に負えないぐらいに増えます。手術は絶対に必要です！

● 猫による被害の後始末をすること

住民同士のトラブルがこじれ、猫による損害の賠償を求められる可能性もあります
自宅敷地に猫用トイレを用意し、近所の掃除をするなどの配慮が必要です

● 置き餌はしないこと

近所中の猫を引き寄せるだけでなく、キツネ・クマ等の有害動物を呼び寄せる可能性も

● 必要な治療や管理をすること

猫がかわいいなら餌をやるだけでなく、ぜひ必要な医療などもしてあげてください

このうち1つでもできないことがあるなら

飼ってくれる人を探すなど **餌やり以外の方法で猫を助けてください**



空知総合振興局では、野良猫の不妊処置や飼主探しの方法などに関する情報提供や助言を行なっています。猫の適正な管理方法についてお悩みのことがあれば、ご相談ください。

【問い合わせ】

北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課
電話：0126-20-0045(直通)

栗山町環境政策課生活安全グループ
電話：73-7510(直通)